

第 1 章 地域福祉活動計画の概要

第1章 地域福祉活動計画の概要

1. 活動計画の趣旨・目的

近年、急速な少子高齢化、核家族化の進行や地域住民間の希薄化など私たちを取り巻く環境は大きく変容し、さらに経済情勢や雇用環境の厳しさなどから、孤独死や自殺、ひきこもりといった社会的孤立の問題、経済的困窮や低所得の問題、虐待や悪質商法などの権利擁護の問題など、地域における福祉課題や生活課題は多種多様化しています。

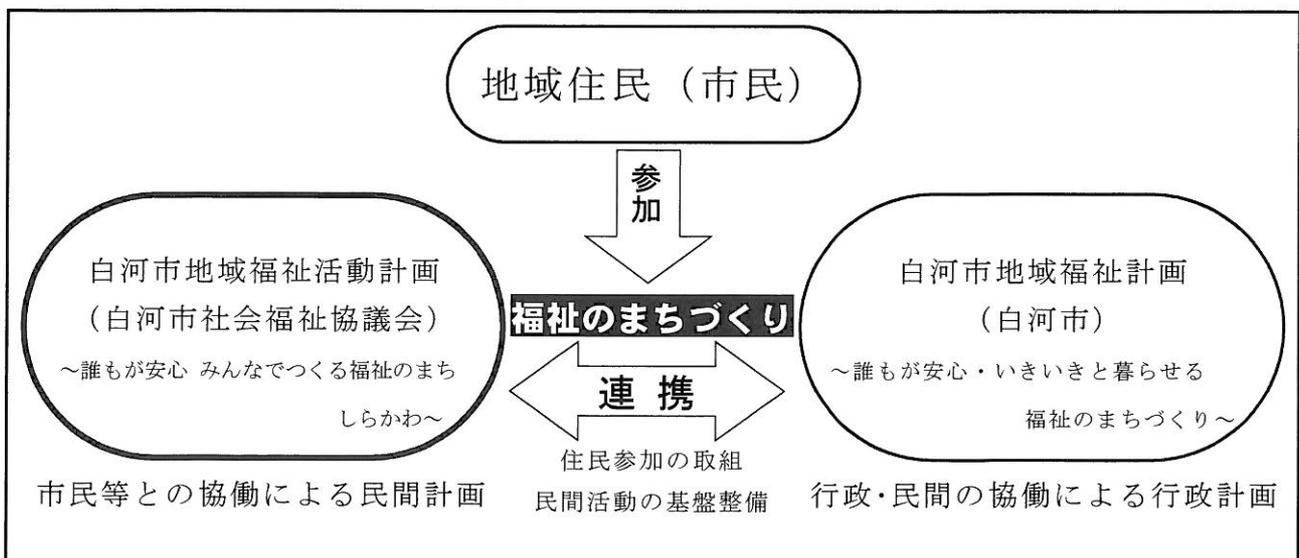
このように社会環境が変容し、多種多様な課題が深刻化する中、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、自分の力（自助）で課題を解決できることばかりではありません。公的な支援（公助）はもちろんのこと、地域において互いに助け合い、支え合う（共助）住民主体の地域福祉活動がいっそう求められています。

こうした状況の中、白河市は、地域福祉を推進するために平成25年度から5年間を計画期間とした「白河市地域福祉計画～誰もが安心・いきいきと暮らせる福祉のまちづくり～」(以下「福祉計画」という。)を平成25年3月に策定いたしました。

これらを踏まえ、白河市社会福祉協議会（以下「当会」という。）では、白河市が策定した「福祉計画」に基づき、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを目指して、平成26年度から5年間を計画期間とした「白河市地域福祉活動計画」(以下「活動計画」という。)を策定いたしました。

2. 活動計画の位置づけ

「地域福祉活動計画」は、市町村（行政機関）が策定する「地域福祉計画」を基に、社会福祉協議会（民間団体）が、地域住民をはじめ、地域の支え合い、助け合いを行っている団体や公的なサービスを行う行政機関と連携・協働しながら地域福祉活動を推進するためにつくる民間の計画です。



3. 活動計画の構成

この活動計画は、「基本理念」・「基本目標」・「基本計画」・「実施計画」からなる4つの構成としました。

基本理念のもと、計画策定にあたっての基本目標を定め、その目標に基づいた基本計画及びその具体的な実施計画を示しています。

4. 活動計画の期間と見直し時期

この活動計画は、平成26年度から平成30年度までの5カ年計画です。

活動計画の推進にあたっては、地域福祉活動推進委員会（仮称）を設置し、進捗状況を点検、評価しながら、必要に応じて見直しを行います。

5. 活動計画策定の方法

（1）委員会等の設置

活動計画策定にあたり、地域福祉活動団体や市民活動団体などで構成される「白河市地域福祉活動計画策定委員会」（以下「策定委員会」という。）を設置し、素案検討、原案作成などを行いました。また、当会職員及び白河市の関係職員で構成する「白河市地域福祉活動計画策定プロジェクトチーム」（以下、「プロジェクトチーム」という。）を組織し、課題の分析や整理、福祉計画との整合性を確認しながら素案作成などを行いました。

（2）アンケート及び懇談会

白河市が福祉計画策定にあたり、平成24年度に実施した市民意識調査及び福祉懇談会の調査結果を活用し、課題の抽出、分析を行いました。また、民生児童委員協議会定例会活動や会長連絡会から得られた福祉課題や生活課題を反映させました。